

この標識のある場所は「**駐車禁止**」です



駐車禁止

(道路交通法 第45条第1項)

運転席に乗っていても **駐車違反**になります!

「すぐに動かせるから大丈夫」ではありません。

こんなケースも「**駐車**」です (この標識のある場所であれば駐車違反となります)



客待ち中のタクシー

客待ちのための継続的な停止は「**駐車**」に当たります。



引越し業者の車両

荷物の積卸しのための継続的な停止は「**駐車**」に当たります。



作業中の工事車両

作業開始までの待機など、継続的な停止は「**駐車**」に当たります。



車内で弁当を食べるための駐車

食事など私的な用事のための継続的な停止は「**駐車**」に当たります。



車内で昼寝のための駐車

仮眠・休憩のための継続的な停止は「**駐車**」に当たります。

運転者が車内にいて
すぐに動かせる状態でも
これらの行為は
すべて「駐車」です!

- 道路交通法第45条第1項により、この標識「駐車禁止」が設置された場所では、駐車してはいけません。
- 道路交通法第2条の「駐車」には、客待ち・荷待ち・貨物の積卸し・その他の理由による継続的な停止が含まれ、**運転者が車内にいて、直ちに運転できる状態であっても「駐車」に該当します。**
- 指定の駐車禁止場所で、このような駐車をすれば、駐車違反となります。

ただし、このような場合は駐車禁止の規制は適用されません

荷物の積卸しや人の乗降のための一時的な停止

たとえば、荷物の積卸しのために5分以内で作業が終わる場合や、人の乗り降りのために一時的に停車する場合は、たとえ5分を超える場合でも駐車禁止の規制は適用されません。



**自転車の走行空間に
車を止めないでください!**



車道の左側にある自転車の走行空間は、自転車が安全に通行するための大切な場所です。ここに車を止めると、自転車利用者が非常に危険で、とても迷惑になります。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

ルールを守り、みんなが安心して通行できる道路を。



ちよつとのつもり
でも違反です!

広島中央警察署 交通第一課